

特選神名牒

相摸國十三座

○今神奈川縣管下

大一座

小十二座

○足上郡一座 小

寒田神社

祭神 日本武尊

今按社傳祭神日本武尊と云るは總國風土記の説にて信がたし注進狀に此社酒匂川の上にして田の中に川岸に向ひてませり酒匂は相摸の轉にて相摸田神社ならん古老の説にも社地を相摸田と號すと云傳ふとあるは由ある事なるべし姑附て考に備ふ

祭日 七月卅一日

社格 郷社

所在 松田惣領村(足柄上郡松田町大字松田惣領)

○餘綾郡一座 小 (明細帳海綾郡とあり)

川勾神社

祭神 衣通姫命

祭日 七月三十一日

社格 郷社

所在 山西村(中郡吾妻郡大字山西)

○大住郡四座 小並

前島神社

祭神 宇迦能命和紀郎子命

今按注進狀に當社の境域は馬入川の岸に突出して出水の爲に多く流損す崎處と云べき地勢なれば前島神社と云るならんと云り

祭日 八月二十八日

社格 郷社

所在 四ノ宮村 宮ノ(中郡大野村大字四ノ宮)

高部屋神社

祭神 神倭伊波禮彥命

祭日 九月十五日

社格 村社(郷社)

所在 下槽屋村(中郡成瀬村大字下粕屋)

今按に木村の隣村に高森村あり其地なる高森神社を近頃高部屋神社と云説あれどこは唯村名の高と云によりて附會せし説にて確證なければ従はず

比比多神社

祭神 大酒解神小酒解神

今按社傳祭神大酒解神小酒解神とするものは偽風土記の説なれば如何あらんされど注進狀に本社いと古き瓶二つを神體とすと云るによらば據なしとも云べからず故今姑く之に従ふ

祭日 四月二十二日

社格 郷社

所在 三之宮村(中郡比々多村大字三之宮)

阿夫利神社

祭神 大山祇命

祭日 七月二十七日至八月十七日

社格 郷社

所在 大山町 雨降 (中郡大山町大字大山)

○愛甲郡一座 小

小野神社

祭神 日本武尊

祭日 九月二十一日

社格 郷社

所在 小野村(愛甲郡玉川村大字小野)

○高座郡六座 大一座 小五座

相摸國 高座郡 愛甲郡

大庭神社

祭神

祭日 八月二十五日

社格 村社 (明細帳に稻荷村郷社とあり(郷社))

所在 大庭村(高座郡明治村大字稻荷)

深見神社

祭神 武甕槌命 稻鹿島社

祭日 十一月十五日

社格 村社

所在 深見村(高座郡大和村大字深見)

宇都母知神社

祭神

祭日 九月九日

社格 郷社

所在 打戻村(高座郡御所見村大字打戻)

寒川神社

祭神 寒川比古命

寒川比咩命

神位 仁明天皇承和十三年九月丙午奉授相摸國無位寒川神從五位下 文德天皇齊衡元年三月戊戌加相摸國寒川神從